

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 5月26日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分I：2件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	5号機	プラント起動中の原子炉隔離時冷却系作動試験において、自動停止が認められたため、原因調査及び対応検討	A s	5月25日公表済
2	5号機	プラント起動中の高圧注水系作動試験において、自動停止が認められたため、原因調査及び対応検討	A s	5月25日公表済

区分II：該当なし

区分III：該当なし

その他：27件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋床ドレンサンプポンプ（A）出口逆止弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器酸素分析計検出位置選択押しボタンの表示ランプに点灯不良（点滅）が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
3	2号機	定期事業者検査（クラス2機器供用期間中検査）において、検査成績書に誤記（非破壊検査記録）が認められたため、対応検討	D	
4	2号機	高圧注水系復水ポンプ自動停止において、高圧注水系ポンプ入口圧力に「入口圧力高」の警報発生が認められたため、原因調査及び対応検討	D	
5	2号機	高圧注水系蒸気排気管ドレン弁のシートパスと思われる真空タンクレベル上昇が認められたため、当該弁を点検・修理	C	
6	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（C）海水系入口配管一次ドレン弁のハンドルに割れが認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
7	2号機	原子炉格納容器雰囲気モニタ系サンプルポンプ停止中に「原子炉格納容器サンプル流量異常」の警報発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
8	2号機	発電機水素純度計取出ライン差圧計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該差圧計を点検・修理	D	
9	3号機	原子炉給水ポンプ軸シール水ポンプ（A）メカニカルシール部（反カッピング側）にリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	復水脱塩装置硫酸希釀濃度演算器点検において、電源スイッチに動作不良（OFF固着）が認められたため、当該スイッチを交換	D	
11	4号機	主復水器（C）内部構造物タービンバイパス蒸気エネルギーダンパ溶接部浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を修理	D	
12	4号機	主タービンスラスト保護装置点検において、スラスト保護装置テスト用モータ口出し線に損傷が認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
13	4号機	タービン補機冷却系ポンプ出入口弁浸透探傷検査において、同ポンプ（A・B）入口弁等（3台）の弁体シート面に指示模様が認められたため、対応検討	C	6月19日再審議にてグレード変更 D → C
14	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器出口圧力計元弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
15	4号機	定期事業者検査（制御棒駆動系安全弁検査機能・性能検査）において、監視用計測器のブルドン管圧力計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該圧力計を交換し検査を実施	D	
16	4号機	放水口モニタ及び放水配管点検において、悪天候による波の影響により、放水角溝の損傷が認められたため、対応検討	C	
17	4号機	原子炉冷却材浄化系出口弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	5号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（B）ミニマムフロー空気駆動弁用小型圧力計に指示不良が認められたため、当該圧力計を交換	D	
19	5号機	高圧注水系タービン排気管ドレン弁開閉表示用リミットスイッチに動作不良（ランプ両点灯）が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	C	
20	5号機	定期事業者検査のうち（主要制御系機能検査）において、検査要領書（計測器番号）に誤記が認められたため、対応検討	D	
21	6号機	廃棄物処理系脱塩器出口導電率警報装置信号端子に接続しているケーブル圧着端子の折損が認められたため、当該端子を点検・修理	D	
22	6号機	原子炉格納容器試料採取系酸素濃度記録計に一時的な「原子炉格納容器内酸素濃度高」の警報発生・解除が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
23	6号機	東側屋外トレーンチ（油、ストーム処理建屋側）に雨水による漏えい警報の発生が認められたため、対応検討	D	
24	6号機	原子炉格納容器漏えい検出系放射線モニタにおいて、「漏えい検出系放射線モニタダウンスケール」警報の発生が認められたため、原因調査及び対応検討	D	
25	集中環境施設	洗濯廃液系濃縮器（A）蒸発缶洗浄水流量調節器に指示不良（オーバースケール）が認められたため、当該調節器を点検・修理	D	
26	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却設備監視制御盤（B）「使用済樹脂自動投入」停止用押しボタンに破損（点灯不良）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
27	その他	工具センタの計測器等の校正において、絶縁抵抗計（5台）に計器精度外れが認められたため、当該計器を修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分 I	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分 II	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分 III	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡回点検、定期試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」 (JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
　　・ プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
　　・ 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　・ 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願ひいたします。

電話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで